

平成15年12月 3日 第162号

## 暴 追 協 速 報

各 賛 助 会 員 様

財団法人熊本県暴力追放協議会  
熊本市水前寺6丁目35番4号  
電話 096-382-0333  
FAX 096-382-0346  
Eメール kumamoto-b@gold.ocn.ne.jp

### 暴力団組織を装った不当要求事案について

最近、県下全域を始め、九州各県において、下記のような暴力団組織を装った不当要求事案（詐欺又は恐喝事件）が多発しています。

実際、被害に遭っている方もいますので、当協議会の賛助会員の皆様が被害に遭うことがないように速報でお知らせします。

記

- 1 現在までの発生状況  
本年（平成15年）8月から、熊本県内（芦北・本渡・大矢野・玉名・人吉警察署管内）を始め九州内（長崎・大分・宮崎・鹿児島各県）のいろいろな事業所に対して発生しており、現在も続いています。
- 2 仮装団体名  
電話の場合～住吉連合の支部  
郵送の場合～護国住吉連合会九州本部
- 3 不当要求の方法  
電話をかけた後、封書を送り付けたりして、  
自分は、住吉連合の地元支部長である。  
最近、子供達の人権被害が多いが、自分達は子供達の援助活動をしているので、お宅も1口加入してくれ。  
というもので、断ると、  
今までは遠慮していたが、今後はお前の会社に寄らせてもらうぞ。  
などと不当要求に転じるものです。  
電話の時は、口座番号等を告げ、封書の場合は、挨拶状や振込用紙を同封しています。
- 4 対処方法  
賛助金要求や高額図書購入要求などの時と同じであり、
  - ① 不当要求に対しては、明確に断ることが必要です。
  - ② 郵送の場合は、上記団体からと分かっている場合は、受取拒否をすべきです。
  - ③ 受け取ってしまったら、開封した場合でも賛助金、寄付金を送付する義務は一切ありません。
  - ④ 電話で脅したりする場合は、「警察に相談した」あるいは「暴力追放協議会の会員であり、協議会から不当要求には応じるなど指導を受けている」などと相手に告げて下さい。
  - ⑤ それでも、脅しが続くようであれば、録音をして警察に被害届を出すことを考えて下さい。